

下「国庫補助金等」という。)の名称、目的及び金額
六 機構が議決権の過半数を実質的に所有している会社(以下この条において「子会社」という。)及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社もまた機構の子会社とみなす)及び機構(機構が子会社を有する場合は、当該子会社を含む。)が議決権の過半数を実質的に所有する場合における当該他の会社もまた機構の子会社とみなす)が議決権の過半数を実質的に所有し、かつ、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社(以下この条において「関連会社」という。)に関する事項
イ 子会社及び関連会社(以下「関係会社」という。)の概況(機構との関係を系統的に示した図を含む。)
ロ 関係会社に関する事項
(1) 名称
(2) 事業内容
(3) 在地
(4) 資本金
(5) 代表者の氏名
(6) 役員数
(7) 従業員数
(8) 機構の持株比率その他の機構との関係の内容
七 機構が対処すべき課題
(決算報告書)
第十三条 法第四十条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。
2 前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならぬ。
(収入支出決算書等)
第十四条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。
一 収入
イ 収入予算額
ロ 収入決定済額
ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出
イ 支出予算額
ロ 予備費の使用の金額及びその理由
ハ 流用の金額及びその理由
二 支出予算現額
ハ 支出決定済額
二 不用額
二 前条第一項の債務に関する計算書には、第九条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。
(附属明細書)
第十四条の二 法第四十条第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 機構に対する出資に関する事項
イ 出資者及び出資額の明細(出資者ごとの前事業年度末からの増減を含む。)
ロ 法令上の根拠
ハ 政府の出資に係る国の会計区分
二 主な資産及び負債の明細に関する事項
イ 長期借入金の明細(借入先、借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。)
ロ 預金保険機構債の明細(銘柄(政府保証債を発行している場合にはその旨)及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。)
ハ 引当金の明細(引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。)
二 機構が行つた出資額の明細
ホ 現金及び預金、未収益その他の主な資産及び負債の明細
ハ 一株の額
二 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
イ 関係会社の株式の明細
二 本貸借対照表上額(前事業年度末からの増減を含む。)
二 取得価額
二 出資先団体に対する出資金の明細
二 貸借対照表上額(前事業年度末からの増減を含む。)
五 六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百
一百零一
一百零二
一百零三
一百零四
一百零五
一百零六
一百零七
一百零八
一百零九
一百一〇
一百一一
一百一二
一百一三
一百一四
一百一五
一百一六
一百一七
一百一八
一百一九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五
一百五十六
一百五十七
一百五十八
一百五十九
一百六十
一百六十一
一百六十二
一百六十三
一百六十四
一百六十五
一百六十六
一百六十七
一百六十八
一百六十九
一百七十
一百七十一
一百七十二
一百七十三
一百七十四
一百七十五
一百七十六
一百七十七
一百七十八
一百七十九
一百八十
一百八十一
一百八十二
一百八十三
一百八十四
一百八十五
一百八十六
一百八十七
一百八十八
一百八十九
一百九十
一百九十一
一百九十二
一百九十三
一百九十四
一百九十五
一百九十六
一百九十七
一百九十八
一百九十九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五
一百五十六
一百五十七
一百五十八
一百五十九
一百六十
一百六十一
一百六十二
一百六十三
一百六十四
一百六十五
一百六十六
一百六十七
一百六十八
一百六十九
一百七十
一百七十一
一百七十二
一百七十三
一百七十四
一百七十五
一百七十六
一百七十七
一百七十八
一百七十九
一百八十
一百八十一
一百八十二
一百八十三
一百八十四
一百八十五
一百八十六
一百八十七
一百八十八
一百八十九
一百九十
一百九十一
一百九十二
一百九十三
一百九十四
一百九十五
一百九十六
一百九十七
一百九十八
一百九十九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五
一百五十六
一百五十七
一百五十八
一百五十九
一百六十
一百六十一
一百六十二
一百六十三
一百六十四
一百六十五
一百六十六
一百六十七
一百六十八
一百六十九
一百七十
一百七十一
一百七十二
一百七十三
一百七十四
一百七十五
一百七十六
一百七十七
一百七十八
一百七十九
一百八十
一百八十一
一百八十二
一百八十三
一百八十四
一百八十五
一百八十六
一百八十七
一百八十八
一百八十九
一百九十
一百九十一
一百九十二
一百九十三
一百九十四
一百九十五
一百九十六
一百九十七
一百九十八
一百九十九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五
一百五十六
一百五十七
一百五十八
一百五十九
一百六十
一百六十一
一百六十二
一百六十三
一百六十四
一百六十五
一百六十六
一百六十七
一百六十八
一百六十九
一百七十
一百七十一
一百七十二
一百七十三
一百七十四
一百七十五
一百七十六
一百七十七
一百七十八
一百七十九
一百八十
一百八十一
一百八十二
一百八十三
一百八十四
一百八十五
一百八十六
一百八十七
一百八十八
一百八十九
一百九十
一百九十一
一百九十二
一百九十三
一百九十四
一百九十五
一百九十六
一百九十七
一百九十八
一百九十九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五
一百五十六
一百五十七
一百五十八
一百五十九
一百六十
一百六十一
一百六十二
一百六十三
一百六十四
一百六十五
一百六十六
一百六十七
一百六十八
一百六十九
一百七十
一百七十一
一百七十二
一百七十三
一百七十四
一百七十五
一百七十六
一百七十七
一百七十八
一百七十九
一百八十
一百八十一
一百八十二
一百八十三
一百八十四
一百八十五
一百八十六
一百八十七
一百八十八
一百八十九
一百九十
一百九十一
一百九十二
一百九十三
一百九十四
一百九十五
一百九十六
一百九十七
一百九十八
一百九十九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五
一百五十六
一百五十七
一百五十八
一百五十九
一百六十
一百六十一
一百六十二
一百六十三
一百六十四
一百六十五
一百六十六
一百六十七
一百六十八
一百六十九
一百七十
一百七十一
一百七十二
一百七十三
一百七十四
一百七十五
一百七十六
一百七十七
一百七十八
一百七十九
一百八十
一百八十一
一百八十二
一百八十三
一百八十四
一百八十五
一百八十六
一百八十七
一百八十八
一百八十九
一百九十
一百九十一
一百九十二
一百九十三
一百九十四
一百九十五
一百九十六
一百九十七
一百九十八
一百九十九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五
一百五十六
一百五十七
一百五十八
一百五十九
一百六十
一百六十一
一百六十二
一百六十三
一百六十四
一百六十五
一百六十六
一百六十七
一百六十八
一百六十九
一百七十
一百七十一
一百七十二
一百七十三
一百七十四
一百七十五
一百七十六
一百七十七
一百七十八
一百七十九
一百八十
一百八十一
一百八十二
一百八十三
一百八十四
一百八十五
一百八十六
一百八十七
一百八十八
一百八十九
一百九十
一百九十一
一百九十二
一百九十三
一百九十四
一百九十五
一百九十六
一百九十七
一百九十八
一百九十九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五
一百五十六
一百五十七
一百五十八
一百五十九
一百六十
一百六十一
一百六十二
一百六十三
一百六十四
一百六十五
一百六十六
一百六十七
一百六十八
一百六十九
一百七十
一百七十一
一百七十二
一百七十三
一百七十四
一百七十五
一百七十六
一百七十七
一百七十八
一百七十九
一百八十
一百八十一
一百八十二
一百八十三
一百八十四
一百八十五
一百八十六
一百八十七
一百八十八
一百八十九
一百九十
一百九十一
一百九十二
一百九十三
一百九十四
一百九十五
一百九十六
一百九十七
一百九十八
一百九十九
一百二十
一百二十一
一百二十二
一百二十三
一百二十四
一百二十五
一百二十六
一百二十七
一百二十八
一百二十九
一百三十
一百三十一
一百三十二
一百三十三
一百三十四
一百三十五
一百三十六
一百三十七
一百三十八
一百三十九
一百四十
一百四十一
一百四十二
一百四十三
一百四十四
一百四十五
一百四十六
一百四十七
一百四十八
一百四十九
一百五十
一百五十一
一百五十二
一百五十三
一百五十四
一百五十五

一 令第六条の二第一項第一号に規定する利息のうち普通預金、貯蓄預金、納稅貯蓄組合預金、納税準備預金及び別段預金に係るもの当該預金契約に基づき計算される利息のうち、直前の利払いの日（利払いがされていない場合にあつては預入の日）から保険事故が発生した日までの期間に対応する金額

二 令第六条の二第一項第一号に規定する利息のうち前号に掲げる預金以外の預金に係るもの当該預金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される当該給付補填金のうち、当初払込金の払込みの日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

三 令第六条の二第一項第三号に規定する給付補填金定期積金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される当該給付補填金のうち、当初払込金の払込みの日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

四 令第六条の二第一項第五号に規定するも

五 令第六条の二第一項第四号に規定する収益の分配同号に規定する利益の補足に係る契約に基づき計算される当該収益のうち、当該契約の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

六 令第六条の二第一項第五号に規定するもの前項に規定するものの保険事故が発生した日ににおける額のうち、法第五十四条第一項に規定する元本の額に対応する金額

七 令第六条の二第一項第六号に規定する利息当該長期信用銀行債等に係る発行要項に基づき計算される利息のうち、利息計算の起算日の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

八 令第六条の二第一項第七号に規定するもの同号に規定する金額のうち、当該長期信用銀行債等の購入の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

項に規定する特定決済債務をいう。以下この項において同じ。)に係る債権を支払対象決済用預金(法第五十四条の二第一項に規定する支払用預金をいう。)に係る債権とみなして適用する場合を含む。)に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる法第五十五条の二第五項(法第六十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するデータベースの区分に応じて該各号に定めるものとする。

一　名寄せ用顧客ファイル　法第二条第三項に規定する預金者等(以下この条において「預金者等」という。)の氏名又は名称、生年月日、又は設立年月日、顧客番号、電話番号その他の事項で機構が預金者等との連絡を円滑に行うために必要と認めるもの及び預金者等に係る法第五十四条第一項に規定する利息等に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税等に関する法令の規定の適用に関する事項で機構が必要と認めるもの

二　顧客ファイル　預金者等の氏名又は名称、住所若しくは居所又は営業所若しくは事務所の所在地、郵便番号、顧客番号その他の事項で機構が預金者等との連絡を円滑に行うために必要と認めるもの及び預金者等に係る法第五十四条第一項に規定する利息等に係る所得税等に関する法令の規定の適用に関する事項で機構が必要と認めるもの

三　預金ファイル　顧客番号、法第二条第二項に規定する預金等(以下この条において「預金等」という。)の口座に関する事項(口座番号、口座開設日等をいう。)、預金等に係る債権の内容に関する事項(預金等の種目、元本の額、利率、預入日、満期日等をいう。)、当該預金等に係る債権を目的とする担保権の設定に関する事項、預金等に係る法第五十四条第一項に規定する利息等に係る所得税法その他の所得税等に関する法令の規定の適用に関する事項その他の事項で機構が預金等に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

四　総合・当座貸越担保預金ファイル　預金等の種目及び口座番号、担保預金等(担保権の目的となつてゐる預金等に係る債権をいう。)の種目及び口座番号において同じ。)の種目及び口座番号を特定し、かつ、当該貸越しのための担保権の目的となつてゐる預金等の口座を特定するため必要と認めるもの

五 利息額その他の事項で機構が預金担保貸付（預金等に係る債権を担保権の目的とする貸付けをいう。）に係る債務者を特定し、かつ、当該債務者の債務の額を算出するためには必要と認めるもの

六 債務担保預金ファイル 顧客番号、担保預金等の種目及び口座番号その他の事項で機構が前号の債務者の有する債務に係る担保預金等の口座を特定するために必要と認めるもの

七 特定決済債務ファイル 特定決済債務に係る債権の額その他の事項で機構が特定決済債務に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

八 前各号に掲げるもののほか、預金等に係る債権及び特定決済債務に係る債権の額を速やかに把握するために必要なものとして機構が別に定めるファイル 当該ファイルの目的等に応じ機構が必要と認める事項

法第五十五条の二第二項の金融機関が預金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）を記録している預金等についての前項の規定の適用については、同項第一号中「顧客番号」とあるのは「顧客番号、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十二年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次号において同じ。）と、同項第一項各号（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に定める事項を記録したデータベースを機構が指定する磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる（預金等情報の提出方法）

第二十二条 法第五十五条の二第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、同条第三項の規定により、機構が示す様式に従つて前条第一項各号（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に定める事項を記録したデータベースを機構が指定する磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる

物を含む。次項において同じ。)をもつて調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して、機構に提出しなければならない。

2 法第五十五条の二第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関を委託金融機関(法第三十七条第一項第一号に規定する委託金融機関をいう。)とする電子決済等取扱業者等(法第三十五条第一項に規定する電子決済等取扱業者等をいう。)は、法第五十五条の二第四項の規定により、当該金融機関が示す様式に従つて前条第一項各号に定める事項を記録したデータベースを当該金融機関が指定する磁気テープをもつて調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して、当該金融機関に提出しなければならない。

(適格性の認定の申請)

第二十三条 金融機関又は銀行持株会社等(法第二条第五項に規定する銀行持株会社等をいう。)は、法第二十九条の五第四号において同じ。)は、法第六十一条第一項(法第一百一条第五项、第百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。第三号において同じ。)の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 最終の貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。以下同じ。)並びに最近の日計表

三 その他法第六十一条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

前項第二号の株主資本等変動計算書は、法第六十六条第二項に規定する信用金庫等にあつては剩余金処分計算書又は損失金処理計算書とする。(第二十五条第二号及び第二十九条の四第三号において同じ。)

(電磁的記録)

第二十三条の二 法第六十六条第一項(法第一百一十七条、第一百一十八条第四項、第一百二十六条の三十一、第一百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第十七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、電磁的

記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人との知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（業務の継続の特例に係る承認申請書の添付書類）

第二十四条 令第十四条第一項第四号及び第二十

九条の二十四第一項第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項（法第一百二十六条の三十一及び附則第五十五条の四第七項において準用する場合を含む。次項及び第三十七条において同じ。）に規定する業務に係る取引の状況について知ることができるものに係る書面その他金融庁長官（労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等（法第一百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。第二十六条、第三十五条の十七の二及び第三十七条において同じ。）にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等（法第一百二十六条の二第二項第一号に規定する商工組合子法人等をいう。第二十六条、第三十五条の十七の二及び第三十七条において同じ。）にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣（以下同様）が労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において同じ。）が必要と認める事項を記載した書面とする。

2 第二十四条第二項第三号及び第二十九条の二

十四第二項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第三項（法第一百二十六条の三十一及び附則第五十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。）の規定による法第六十七条第二項に規定する計画の変更の承認の申請時における同項に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

（決済債権者）

第二十四条の二 法第六十九条の四第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、法第一百二十六条の二第二項第一号に規定する外國銀行支店、農林中央金庫及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者とする。

（金融機関の申出）

第二十五条 金融機関は、法第七十四条第二項及び第五項の規定による申出を行おうとするとき

は、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。第二十七条において同じ。）に提出しなければならない。

一 理由書

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに最近の日計表

三 有価証券その他当該金融機関において時価評価が可能な資産の当該申出日の直前の評価額及び評価損益を記載した書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

（株主の名義書換の禁止の公告）

第二十六条 法第七十六条第一項（法第一百二十六

条の十八において準用する場合を含む。）の規

定により株主の名義書換を禁止したときは、金

融庁長官（处分に係る金融機関等（法第一百二十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号又は第三号の二の損益計算書又は貸借対照表に記載された経常費用、特別損失、経常収益、

特別利益、繰越利益、期純損失、当期純利益又は当

期純損失とする。

（特定回収困難債権として買取りの対象となる資産）

第二十七条 法第七十四条第一項に規定する管理権者

を命ずる处分があつた場合において、金融整理

掲載して公告するものとする。

（金融整理管財人の職務を行うべき者の指名等）

株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）がその旨を官報に

以下同じ。）が労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、

株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）がその旨を官報に

承継銀行をいう。）に前事業年度における損失に係る補填として機構により補填された金額があるときは当該補填された金額を控除した残額）

三 繰越利益余金の額（当期純利益が繰り入れられているときはその繰り入れられた額を加算した額とする。）

前項に規定する「経常費用」、「特別損失」、「経常収益」、「特別利益」、「繰越利益剰余金」、「当期純利益」又は「当期純損失」とは、それぞれ銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第百十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号又は第三号の二の損益計算書又は貸借対照表に記載された経常費用、特別損失、経常収益、特別利益、繰越利益剰余金、当期純利益又は当期純損失とする。

（第一号措置に係る株式交換等の認可）

第二十九条の二 法第一百八条の二第一項（法第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による株式交換等（法第一百八条の三第二項第一号に規定する承継

株式交換等をいう。以下この条において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（同項に規定する発行金融機関等をいい、承継金融機関（法第一百八条の三第二項第一号に規定する承継金融機関をいう。次条第六号において同じ。）であつて機構が現に保有する取得株式等（法第一百八条第三項に規定する取得株式等をいい。以下この条において同じ。）である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（法第一百八条の三第五項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）

（第二十九条の三 法第一百八条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める資産は、手形に係る債権、債券に係る債権、金融機関と債務者との取引契約の違約金又は当該取引契約を実行するための手数料に係る債権その他の当該取引契約に基づく債権とする。

（法第一百一条第三項の決定の対象となる金融機関）

第二十九条の二 法第一百一条の二第一項に規定する同条第三項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・財務省令で定めるものは、同項第二号に規定する第二号措置又は同項第三号に規定する第三号措置に係る認定（同項に規定する認定をいう。第三十六条第三項において同じ。）に係る金融機関ととする。

（法第一百一条第三項の決定の対象となる金融機関）

第二十九条の二 法第一百一条の二第一項に規定する同条第三項各号に掲げる金融機関のうち内閣

府令・財務省令で定めるものは、同項第二号に規定する第二号措置又は同項第三号に規定する第三号措置に係る認定（同項に規定する認定をいう。第三十六条第三項において同じ。）に係る金融機関ととする。

（法第一百一条第三項の決定の対象となる金融機関）

の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない株式とする。

法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない株式とする。

（第一号措置に係る株式交換等の認可）

六 株式交換等の前において機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合及び株式交換等の後に機構が保有する取得株式等である株式に係る議決権が法第百八条の第二項第一号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合を記載した書面

七 法第百八条の二第一項の認可を受けて当該発行金融機関等に係る対象子会社等（法第百八条の三第四項に規定する対象子会社等）をいう。次条及び第二十九条の五第四号において同一。」が法第百八条の二第三項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）により提出することが見込まれる経営健全化計画（法第百五十五条第三号に規定する経営健全化計画をいう。次条第六号及び第二十九条の五第四号において同じ。）に記載される法第百八条の二第二項第一号に規定する会社における令第二十五条の四第三号に掲げる方策の概要を記載した書面その他の同項第三号（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面。

八 その他法第百八条の二第一項の認可に係る審査をするため参考となるべき書類（第一号措置に係る組織再編成の認可）

第二十九条の四 法第百八条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による組織再編成（法第百八条の三第一項に規定する組織再編成をいう。以下この条及び次条において同じ。）の認可を受けようとする対象金融機関（同項に規定する対象金融機関をいう。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二条第二号、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第二十一条第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六条第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第百

七十八条第一項第六号又は労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第六十九条第一項第二号に掲げる書面
口 会社分割又は会社分割による事業の承継 新設分割計画の内容を記載した書面又は吸收分割契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二条の二第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十一条の二第二号に掲げる書面
ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第一号、長期信用銀行法施行規則第二十二条第一号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項第二号若しくは第八十条第一項第二号中小企業等協同組合法施行規則第一百四十二条第一項第二号若しくは第一百四十二条第一号又は労働金庫法施行規則第六十二条第一項第二号若しくは第六十三条第一項第二号に掲げる書類
三 銀行法、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の規定による認可を必要とする組織再編成であるときは、当該認可の申請を行つてあることを証する書類
四 五 法第一百八条の三第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面
ハ 組織再編成に係る承継金融機関又は承継子会社をいう。がある場合における当該承継金融機関又は承継子会社が同条第三項の規定（同条第四項において準用する場合を含む。）により提出することが見込まれる経営健全化計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号及び第四号（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

第二十九条の五 法第百八条の三第五項による組織再編成の認可を受けようとする同項に規定する発行金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 前条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類

二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第三十四条の二十九第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十第一項第二号に掲げる書面

ロ 会社分割又は会社分割による事業の承継 新設分割計画の内容を記載した書面又は吸収分割契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第三十四条の三十第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十の二第一項第二号に掲げる書面

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第三十四条の三十第一項第二号又は長期信用銀行法施行規則第二十五条の十一第一項第二号に掲げる書面

三 法第百八条の三第六項第一号に掲げる要件に該当することを証する書面

四 法第百八条の三第六項第一号に規定する他の銀行持株会社等がある場合における当該発行金融機関等に係る対象子会社等が同条第七項の規定により提出することが見込まれる経営健全化計画の概要を記載した書面その他の同条第六項第二号及び第三号に掲げる要件に該当することを証する書面

五 その他法第百八条の三第五項の認可に係る審査をするため参考となるべき書類
(特別危機管理銀行の財務の公表)

六 前項の貸借対照表は、銀行法施行規則第十九条第一項又は長期信用銀行法施行規則第十八条百十一条第二項の公告時における貸借対照表を官報に掲載して行うものとする。

(負担金納付の際の提出書類)
第三十一条 法第百二十二条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、別紙様式第二による負担金計算書とする。

(負担金の額の計算上除かれる負債)
第三十二条 法第百二十二条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 信用金庫法施行規則第七十四条第二項第一号、労働金庫法施行規則第五十七条第二項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)第三十七条第二項第一号及び会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第六条第二項第一号の規定に基づき計上された引当金(債務性のない負債性引当金に限る。)
- 二 金融商品取引責任準備金(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四十八条の三)第一項の金融商品取引責任準備金をいう。)
- 三 繰延税金負債(銀行法施行規則第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二、長期信用銀行法施行規則第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法施行規則第百三十一条第一項に規定する別紙様式第十三号、第十四号若しくは第十五号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号、労働金庫法施行規則第百三十三条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)第八十一条第二項に規定する別紙様式第二号の貸借対照表(次号において「各貸借対照表」という。)に記載された繰延税金負債をいう。)
- 四 再評価に係る繰延税金負債(各貸借対照表に記載された再評価に係る繰延税金負債をいう。)
- 五 法第一百二十五条第一項の規定により政府の補助を受けた金額

項第一号に掲げる書面その他これらに準ずる書面

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載し

た書面及び銀行法施行規則第二十三条第二

号若しくは第三十四条の三十一第一項第二

号、長期信用銀行法施行規則第二十二条第

二号若しくは第二十五条の十一第一項第二

号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項

第二号若しくは第八十条第一項第二号、中

小企業等協同組合法施行規則第四百四十一

号第一項第二号若しくは第一百四十二条第二

号、労働金庫法施行規則第六十二条第一項

第二号若しくは第六十三条第一項第二号又

は保険業法施行規則第九十四条第一項第三

号若しくは第二百十条の十三第一項第二号

に掲げる書面その他これらに準ずる書面

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資

本等変動計算書、最近の日計表その他の最近

の合併及び転換に関する法律、保険業法又は

金融商品取引法の規定による認可を必要とす

る組織再編成であるときは、当該認可の申請

を行つてあることを証する書類

五 法第一百二十六条の二十六第二項第一号（同

子法人等（法第一百二十六条の二十四第四項に

規定する承継子法人等をいう。）がある場合

における当該承継金融機関等又は承継子法人

等が同条第三項の規定（同条第四項において準用する場合を含む。）により提出すること

が見込まれる経営健全化計画の概要を記載し

た書面その他の同条第二項第二号及び第四号

（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当すること

とを証する書面

七 その他法第一百二十六条の二十六第一項の規

定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

第三十五条の八 法第一百二十六条の二十六第五項

の規定による組織再編成の認可を受けようとする同項に規定する特定金融機関等は、認可申請

書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 前条第一号から第四号までに掲げる書類

二 法第一百二十六条の二十六第六項第一号に掲げる要件に該当することを証する書面

三 法第一百二十六条の二十六第六項第一号に規定する他の金融機関等がある場合における当

該特定金融機関等に係る特定対象子法人等が

同条第七項の規定により提出することが見込

まれる経営健全化計画の概要を記載した書面

四 その他の法第一百二十六条の二十六第五項の認可に係る審査をするため参考となるべき書類

（特定適格性認定の申請）

第三十五条の九 金融機関等は、法第一百二十六条

の二十九第一項（法第一百二十六条の三十八第五

項及び附則第十五条の四の二第五項において準

用する場合を含む。第三号において同じ。）の規

定により、法第一百二十六条の二十八第二項に

規定する特定合併等の認定を受けようとすると

きは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して

金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資

本等変動計算書、最近の日計表その他のこれら

に準ずる書類

三 その他の法第一百二十六条の二十九第一項に規

定する認定をするため参考となるべき事項を

記載した書類

（協定特定承継金融機関等に生じた損失の金額）

六 組織再編成に係る承継金融機関等又は承継

子法人等（法第一百二十六条の二十四第四項に

規定する承継子法人等をいう。）がある場合

における当該承継金融機関等又は承継子法人

等が同条第三項の規定（同条第四項において準用する場合を含む。）により提出すること

が見込まれる経営健全化計画の概要を記載し

た書面その他の同条第二項第二号及び第四号

（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当すること

とを証する書面

七 その他法第一百二十六条の二十六第一項の規

定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

三 繰越利益剰余金の額（当期純利益が繰り入

れられているときはその繰り入れられた額を控除した残額とし、当期純損失が繰り入れられ

ているときはその繰り入れられた額を加算した額とする。）その他これに準ずるもの

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載し

た書面及び銀行法施行規則第二十三条第二

号若しくは第三十四条の三十一第一項第二

号、長期信用銀行法施行規則第二十二条第

二号若しくは第二十五条の十一第一項第二

号、信用金庫法施行規則第七十九条第一項

第二号若しくは第八十条第一項第二号、中

小企業等協同組合法施行規則第四百四十一

号第一項第二号若しくは第一百四十二条第二

号、労働金庫法施行規則第六十二条第一項

第二号若しくは第六十三条第一項第二号又

は保険業法施行規則第九十四条第一項第三

号若しくは第二百十条の十三第一項第二号

に掲げる書面その他これらに準ずる書面

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資

本等変動計算書、最近の日計表その他の最近

の合併及び転換に関する法律、保険業法又は

金融商品取引法の規定による認可を必要とす

る組織再編成であるときは、当該認可の申請

を行つてあることを証する書類

五 法第一百二十六条の二十六第二項第一号（同

子法人等（法第一百二十六条の二十四第四項に

規定する承継子法人等をいう。）がある場合

における当該承継金融機関等又は承継子法人

等が同条第三項の規定（同条第四項において準用する場合を含む。）により提出すること

が見込まれる経営健全化計画の概要を記載し

た書面その他の同条第二項第二号及び第四号

（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当すること

とを証する書面

七 その他法第一百二十六条の二十六第一項の規

定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

三 繰延税金負債（銀行法施行規則第十八条第

二項に規定する別紙様式第三号、第三号の

二、第四号若しくは第四号の二、長期信用銀

行法施行規則第十七条第二項に規定する別紙

様式第二号若しくは第二号の二、信用金庫法

施行規則第一百三十三条第一項に規定する別紙

様式第十三号、第十四号若しくは第十五号、第

六号若しくは第十号、労働金庫法施行規則第

二項に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第十一号、経済産業省・財務省・内閣府関

係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八

号若しくは第十二号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第十二号若しくは第七号の二若しくは第

十号、第十号、経済産業省・財務省・内閣府関

係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第十三号若しくは第十四号の二若しくは第

十五号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第十五号若しくは第十六号の二若しくは第

十七号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第十七号若しくは第十八号の二若しくは第

十九号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第十八号若しくは第十九号の二若しくは第

二十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第十九号若しくは第二十号の二若しくは第

二十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十号若しくは第二十一号の二若しくは第

二十二号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十一号若しくは第二十二号の二若しくは第

二十三号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十二号若しくは第二十三号の二若しくは第

二十四号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十三号若しくは第二十四号の二若しくは第

二十五号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十四号若しくは第二十五号の二若しくは第

二十六号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十五号若しくは第二十六号の二若しくは第

二十七号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十六号若しくは第二十七号の二若しくは第

二十八号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十七号若しくは第二十八号の二若しくは第

二十九号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十八号若しくは第二十九号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第二十九号若しくは第三十号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十号若しくは第三十一号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十一号若しくは第三十二号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十二号若しくは第三十三号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十三号若しくは第三十四号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十四号若しくは第三十五号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十五号若しくは第三十六号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十六号若しくは第三十七号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十七号若しくは第三十八号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十八号若しくは第三十九号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第三十九号若しくは第四十号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第四十号若しくは第四十一号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

二项に規定する別紙様式第二号、保険業法

施行規則第五十九条第二項に規定する別紙

様式第四十一号若しくは第四十二号の二若しくは第

三十号、第十号、労働金庫法施行規則第

社
（法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する保険会社をいう。次号において同じ。）
又は外国保険会社等（法第二百二十六条の二第二項第二号に規定する外國保険会社等をいいう。次号において同じ。）に係る保険契約準備金（次に掲げるものをいい、金融庁長官が定めるものを除く。以下この号において同じ。）のうち保険業法第二百七十条の三第二項第一号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として得た額に相当する部分

イ 責任準備金（保険業法施行規則第五十九条第二項に規定する別紙様式第七号若しくは第七号の二又は同令第四百四十三条第二項に規定する別紙様式第十二号若しくは第十二号の二の貸借対照表（口及びハにおいて「各貸借対照表」という。）に記載された責任準備金をいう。次号口において同じ。）
ロ 支払準備金（各貸借対照表に記載された支払準備金をいう。次号ロにおいて同じ。）
ハ 社員配当準備金（各貸借対照表に記載された社員配当準備金をいう。又は契約者配当準備金（各貸借対照表に記載された契約者配当準備金をいう。）
九 保険業法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社又は外國保険会社等に係る保険契約準備金（次に掲げるものをいい、金融庁長官が定めるものを除く。以下この号において同じ。）のうち同法第二百七十条の三第二項第一号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分

イ 責任準備金
ロ 支払準備金

十 法第二百二十六条の二第二項第三号に規定する金融商品取引業者に係る顧客からの預り金（金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十二条第一項に規定する別紙様式第十二号の貸借対照表に記載された顧客からの預り金をいう。）のうち金融商品取引法第七十九条の五十六第一項の規定に基づく支払の対象となる債権に係る部分

十一 法第二百二条第三項又は第二百二十六条の二第四項に規定する社債及び金銭の消費貸借に係る負債

十二 短資業者（令第一十九条の二に規定する短資業者をいう。第三十六条第四項において

十三 その他前各号に掲げるものに準ずるものとして金融庁長官が定める負債（納付金融機関がその経営を支配している法人）第三十五条の十四 法第二百二十六条の三十九第四項に規定する納付金融機関（同項に規定する納付金融機関をいう。）がその経営を支配している法人として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該納付金融機関の金融機関等子法人等（当該納付金融機関の子会社を除く。）とする。（納付金融機関等の負債）

第三十五条の十五 法第二百二十六条の三十九第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類上の負債は、銀行法施行規則第十八条第四項に規定する別紙様式第五号の二若しくは同令第三十四条の二十四第一項に規定する別紙様式第十二号、長期信用銀行法施行規則第十七条第四項に規定する別紙様式第三号の二若しくは同令第二十五条の七第二項に規定する別紙様式第九号、信用金庫法施行規則第二百三十二条の二若しくは第十四号の二、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第二項に規定する別紙様式第二号、労働金庫法施行規則第二百三十三条第二項に規定する別紙様式第九号の二若しくは第十号の二、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十一条第四項に規定する別紙様式第四号、保険業法施行規則第五十九条第五項に規定する別紙様式第七号の三若しくは同令第二百十条の十第二項に規定する別紙様式第十五号、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十二第一項に規定する別紙様式第十七号の四若しくは同令第二百八条の二十三第一項に規定する別紙様式第十七号の五若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債とする。（連結負債合計額に占める割合）

第三十五条の十六 法第二百二十六条の三十九第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める割合は、同項に規定する納付金融機関等の連結負債合計額をいい、以下この項において同じ。）に係る当該納付金融機関等の個別帰属負債額（同条第一項に規定する特定負担金を同じ。）の負債のうち金融庁長官が定める負債として金融庁長官が定めるものにして金融庁長官が定める負債

納付すべき日を含む連結事業年度の直前の連結負債合計額のうち当該納付金金融機関等に該当する各金融機関等の個別帰属負債額の割合とする。各金融機関等に該当する各金融機関等に該當するものは、保護預り契約による債権者及び令第二十九条の五第五号から第七号までに掲げる者とする。

（課税の特例を受けるための手続）

第三十五条の十七の二 法第百三十五条第四項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当することについての金融庁長官（当該者が労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）の証明書であつて、当該登記に係る同項に規定する資本金の額の増加（第一号において「資本金の額の増加」という。）を行う者が令第三十三条の三各号に掲げる者であること及び次の各号に掲げる当該登記を受ける者の区分に応じ当該各号に定める事項の記載があるものを添付するものとする。

一 法第百三十五条第四項第一号に掲げる者

次に掲げる当該資本金の額の増加を行う者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 令第三十三条の三第一号又は第三号に掲げる者 当該登記に係る資本金の額の増加が同条第一号イ若しくは第三号イに掲げる者 当該登記に係る資本金の額の増加が同条第一号ロ若しくは第三号ロに掲げる株式の引受けによるものであることを又は当該登記に係る資本金の額の増加が同条第一号ロ若しくは第三号ロに規定する株式交換等によるものであることを並びにこれらの株式の引受け又は取得に係る法第百三十五条第四項に規定する決定の日口 令第三十三条の三第一号又は第四号に掲げる者 当該登記に係る資本金の額の増加

が同条第二号又は第四号に定める株式の引受けによるものであること及びこれらの株式の引受けによるものであることを規定する決定の日

二 法第一百三十五条第四項第二号に掲げる者当該登記に係る株式会社の設立が令第三十三条の三第一号イ又は第三号イに掲げる株式の引受けによる同条第一号の金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は同条第三号の金融機関等の資本金の額の増加に伴うものであること、当該金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は金融機関等が行う株式移転により当該株式会社が当該金融機関若しくは対象銀行持株会社等又は金融機関等の同項第二号に規定する株式移転設立完全親会社となつたこと及びこれらの株式の引受けに係る同項に規定する決定の日

(金融システムと関連性を有する取引)

第三十五条の十八 法第一百三十七条の三第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引で金融機関又は金融機関等を当事者の一方とする契約に係る取引とする。

(特定解除等)

第三十五条の十九 法第一百三十七条の三第二項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、契約に係る取引を行つている当事者の一方に閑連措置等(同条第一項に規定する閑連措置等をいう。)が講じられた場合に、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該閑連措置等が講じられた時において、当該契約に係る取引について生ずる次に掲げるものとする。

一 当該閑連措置等が講じられた時における当該取引のそれぞれに係る評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となること。

二 当該当事者間ににおける債務がその対当額にべき消滅すること。

(経由官庁等)

第三十六条 法第九条に規定する発起人は、法第十一条の規定に基づき定款を内閣総理大臣に提出するときは、金融厅長官を経由して提出しなければならない。

た額。附則第二条の三第三号において同じ。)を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該譲受土地等の取得価額との差額に相当する金額

三 譲受土地等以外の譲受債権等(以下この号及び附則第三条の三第四号において「譲受資産」という。)の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該譲受資産の取得価額(整理収業務の用に供する譲受資産にあつては、その償却費の額の累積額を控除した額。附則第三条の三第四号において同じ。)を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該譲受資産の取得価額との差額に相当する金額

四 譲受債権等である有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券をいう。)、金銭信託の受益権並びに消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第九条第一項第一号から第三号まで及び第二項に規定するもの(以下この号及び附則第三条の三第五号において「譲受有価証券等」という。)についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受債権等の取得価額を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該譲受債権等の取得価額との差額に相当する金額

五 譲受債権等である保証債権(以下「引受保証債務」という。)の履行をした場合において、協定銀行が当該履行により取得をした求償権により弁済を受けた金額と当該引受保証債権の引受け額(合併による承継又は事業の譲受けによる引受けの際その引受けの証債務)との差額に相当する金額

六 協定銀行が、引受保証債務に係る主たる債務者がその債務の全部を履行したことその他の理由により、当該引受保証債務の全部についてその履行を免れたこと。当該引受保証債務の引受け額に相当する金額

七 譲受金銭債権に係る貸倒り当金への繰入(譲受債権等に係る損失の事由及び金額)

第三条の三 令附則第二条の八第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 譲受金銭債権について弁済を受けた金額が当該譲受金銭債権の取得価額を下回つたこと(当該譲受金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該弁済以外の弁済を受けることができないことが明らかである場合又は当該譲受金銭債権に係る債務の全部が履行されている場合に限る。)当該譲受金銭債権について弁済を受けた金額と当該弁済の差額に相当する金額

二 譲受金銭債権に係る債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該弁済以外の弁済を受けることができないことが明らかである場合又は当該譲受金銭債権に係る債務の全部が履行されている場合に限る。)当該譲受金銭債権について弁済を受けた金額と当該弁済の差額に相当する金額

三 譲受土地等の譲渡の対価として支払を受けた金額が当該譲受土地等の取得価額を下回つたこと。当該譲受土地等の取得価額と当該引受保証債権の金額又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受資産の取得価額を下回つたこと。当該譲受資産の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

五 譲受有価証券等についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受有価証券等の取得価額を下回つたこと。当該譲受有価証券等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額

第三条の二 令附則第二条の八第一項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由は次の

各号に掲げる事由とし、同項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 次条第一号又は第二号に掲げる事由に該当する金額として損失の生じた譲受金銭債権につき、当該損失の生じた事業年度以後弁済を受けたこと。当該弁済を受けた金額に相当する金額

二 次条第六号に該当して損失の生じた引受保証債務につき、当該損失の生じた事業年度の翌事業年度以後当該引受保証債務に係る求償権の行使により弁済を受けたこと。当該弁済を受けた金額に相当する金額

(譲受債権等に係る損失の事由及び金額)

第三条の三 令附則第二条の八第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。

一 譲受金銭債権に係る貸倒り当金への繰入れを行つたこと。当該繰入れを行つた貸倒り引当金の額に相当する金額

八 整理回収業務を行うための費用として使用した金額(整理回収業務の用に供する資産の償却費の額を含むものとし、譲受土地等及び譲受金銭債権又は引受保証債務の履行により取得した求償権に係る代物弁済により取得した土地等に係る資本的支出の額を除く。)があるとき。当該使用した金額に相当する金額

(危機対応勘定で経理する業務等)

第三条の二 法附則第十五条の二第三項の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第二号、第一百二十二条第一項及び第一百二十六条の三十九第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、特別監視金融機関等について設けた承継勘定(法附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定をいう。)に係るものとする。

(特例業務勘定で経理する業務)

第三条の四 令附則第二条の十六に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、平成十四年四月一日前にその開始が見込まれている業務に係るものであつて、機構が特例業務勘定(法附則第十八条第一項に規定する特例業務勘定をいう。以下同じ。)において経理することを適と認めるものとする。

六 引受保証債務の履行をした場合において、協定銀行が当該履行により取得した求償権の行使により弁済を受けた金額と当該引受保証債務に係る主たる債務者の財産の状況、支払能力等からみて当該弁済以外の弁済を行つたこと。当該履行を行つた貸倒り引当金の額に相当する金額

七 協定銀行が、引受保証債務に係る主たる債務者がその債務の全部を履行したことその他の理由により、当該引受保証債務の全部についてその履行を免れたこと。当該引受保証債務の引受け額に相当する金額

八 譲受金銭債権に係る貸倒り当金への戻入(譲受債権等に係る損失の事由及び金額)

第三条の二 令附則第二条の八第一項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した責任準備金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前事業年度末における責任準備金額がある場合 特別資金援助を実施する事業年度における収入金額に当該責任準備金額を加えた金額から、支出金額を控除した残額

二 繰越欠損金額があり、かつ、前事業年度における利益額が生じている場合 特別資金援助を実施する事業年度における収入金額に当該利益額を加えた金額から、支出金額を控除した残額

三 繰越欠損金額があり、かつ、前事業年度における損失額が生じている場合 特別資金援助を実施する事業年度における収入金額から支出金額を控除した残額

四 おいて納付される特別保険料の額をいう。)から一般管理費(当該事業年度における一般

あるのは、「危機対応勘定(法第百二十一條第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。)及び特例業務勘定(法附則第十八条第一項に規定する特例業務勘定をいう。以下同じ。)」と、第六条中「及び危機対応勘定」とあるのは、「危機対応勘定及び特例業務勘定」と、第十四条の四中「危機対応勘定」とあるのは、「特例業務勘定」と、「一般勘定」とあるのは、「一般勘定及び危機対応勘定」とする。

第五条 法附則第十九条第二項において準用する法第五十条第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、附則第一条の二に規定する別紙様式第一の二による保険料計算書とする。この場合において、同様式中「保険料計算書」とあるのは「特別保険料計算書」と、「保険料」とあるのは「特別保険料」と、「保険料率」とあるのは「特別保険料率」とする。

第六条 令附則第三条の二第一項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した責任準備金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前事業年度末における責任準備金額がある場合 特別資金援助を実施する事業年度における収入金額に当該責任準備金額を加えた金額から、支出金額を控除した残額

二 繰越欠損金額があり、かつ、前事業年度における利益額が生じている場合 特別資金援助を実施する事業年度における収入金額に当該利益額を加えた金額から、支出金額を控除した残額

三 繰越欠損金額があり、かつ、前事業年度における損失額が生じている場合 特別資金援助を実施する事業年度における収入金額から支出金額を控除した残額

四 前事業年度末における責任準備金額特別資金援助を実施する事業年度における収入金額から支出金額を控除した残額

五 おいて納付される特別保険料の額をいう。)から一般管理費(当該事業年度における一般

管理費の金額をいう。)を控除した金額をい

う。)の属する事業年度に前事業年度から繰り越された損失の額をいう。

三 支出金額 当該事業年度の開始の日から当

該特別資金援助を実施する日の前日までの間

における、令附則第三条の二第一号に規定す

る実施費用額から当該実施費用額につき一般

勘定から特例業務勘定に繰り入れられた金額

を控除した金額の累計額、同条第二号に規定

する預金等債権の特別買取りを実施するため

に支払った金額から法第七十条第二項に規定

する概算払額に相当する金額を控除した金額

の累計額及び令附則第三条の二第三号に規定

する損失の補てんを実施するために支払った

金額の合計額をいう。

四 繰越欠損金額 特別資金援助を実施する事

業年度に前事業年度から繰り越された損失の

額をいう。

五 前事業年度における利益額 特別資金援助

を実施する事業年度の前事業年度における收

益(責任準備金戻入を除く。)の額が当該年

度における費用(責任準備金繰入を除く。)

の額を超える場合におけるその超過額をい

う。

六 前事業年度における損失額 前号の費用の

額が同号の収益の額を超える場合におけるそ

の超過額をいう。

(累積欠損金の額)

第七条 法附則第十九条の三第二項に規定する累

積欠損金として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる

場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 総額欠損金額があり、かつ、業務終了日ま

での損失額がある場合 当該繰越欠損金額に

当該損失額を加えた金額

二 総額欠損金額があり、かつ、業務終了日ま

での損失額がある場合 当該繰越欠損金額に

当該損失額を加えた金額

三 責任準備金額があり、業務終了日までの損

失額があり、かつ、当該損失額が当該責任準

備金額を超える場合 当該損失額から当該責

任準備金額を控除した残額

前項において、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

一 繰越欠損金額 法附則第十九条の三第二項

に規定する政令で定める日(以下この項及び

附則第十三条において「業務終了日」とい

う。)の属する事業年度に前事業年度から繰

り越された損失の額をいう。

二 責任準備金額 業務終了日の属する事業

年度の前事業年度末における第十五条第一項に

規定する責任準備金の額をいう。

三 業務終了日までの損失額 業務終了日の属

する事業年度の開始の日から業務終了日まで

の間ににおける費用(責任準備金繰入を除く。)

の額がその間ににおける収益(責任準備金戻入

を除く。)の額を超える場合におけるその超

過額をいう。

四 業務終了日までの利益額 前号の収益の額

が同号の費用の額を超える場合におけるその

超過額をいう。

(特別資金援助に係る資金援助)

第八条 令附則第三条の四第二項第一号イに規定

する内閣府令・財務省令で定める資金援助は、

資産の買取りとする。

(特別資金援助の実施のため生じた費用又は損失

失)

第九条 令附則第三条の四第二項第一号イに規定

する内閣府令・財務省令で定める資金援助は、

資産の買取りとする。

一 資産の買取りのために機構が必要とする資

金に係る借入金の利息

は、次に掲げるものとする。

二 資産の買取りにより機構が取得した資産に

つき生じた損失並びに当該資産の管理及び処

分に係る費用

(特例業務基金に属する現金の運用方法)

第十条 第十七条の規定は、法附則第十九条の三

第四項において準用する法第四十三条第三号に

規定する内閣府令・財務省令で定める方法につ

いて準用する。

(国債の登録及び担保権の設定)

第十二条 機構は、法附則第十九条の四第二項及

び第三項の規定により国債の交付を受けたとき

は、速やかに、預金保険機構に交付される国債

の発行等に関する省令(平成十年大蔵省令第六

号)次項において「発行省令」という。)第六

条に定めるとところにより、国債の登録を請求す

るものとする。

二 機構は、令附則第三条の五に規定する日本銀

行に対する担保権の設定は、質権設定の方式に

よるものとし、当該質権設定を行つたときは、

速やかに、発行省令第七条に定めるところによ

り、質権設定の登録を請求するものとする。

(借入金の認可の申請)

第十二条 機構は、法附則第二十条第一項の規定

により日本銀行、金融機関その他の者からの資

金の借入れの認可を受けようとするときは、第

十六条第一項各号に掲げる事項及び借入先を記

載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出

しなければならない。

(剩余金の額)

第十三条 法附則第二十条の三に規定する剩余金

として内閣府令・財務省令で定めるところによ

り計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法附則第十九条の三第二項に規定する累積

欠損金額があり、かつ、特例業務勘定廃止ま

での利益額がある場合 当該利益額

で、業務終了日までの利益額がある場合 当該

業務勘定廃止までの利益額がある場合 当該

剩余额額に当該利益額を加えた金額

三 業務終了日の剩余额額があり、かつ、特例業

務勘定廃止までの損失額があり、かつ、当該剩

余額が当該損失額を超える場合 当該剩余额

額から当該損失額を控除した残額

前項において、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

一 特例業務勘定廃止までの利益額 業務終了

日から特例業務勘定廃止の日までの間におけ

る収益(責任準備金戻入を除く。)の額がそ

の間ににおける費用(責任準備金繰入を除く。)

の額を超える場合におけるその超過額をい

う。

二 業務終了日の剩余额額 イからハまでのい

くろに該当する場合における、それそれに

掲げる金額をいう。

三 業務終了日の剩余额額 イからハまでのい

くろに該当する場合における、それそれに

掲げる金額をいう。

四 消費税法施行令第九条第一項第一号から第

三号まで及び第二項に規定するもの

一 金銭信託の受益権

二 消費税法施行令第九条第一項第一号から第

三号まで及び第二項に規定するもの

八 附則第七条第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、同項第三号に規定する業

務終了日までの利益額があり、かつ、当該

利益額が当該繰越欠損金額を超える場合

当該利益額から当該欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

九 特例業務勘定廃止までの損失額 第一号の

費用の額が同号の収益の額を超える場合にお

けるその超過額をいう。

十 消費税法施行令第九条第一項第一号から第

三号まで及び第二項に規定するもの

一 金銭信託の受益権

二 消費税法施行令第九条第一項第一号から第

三号まで及び第二項に規定するもの

十一 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、同項第三号に規定する業

務終了日までの利益額があり、かつ、当該

利益額が当該繰越欠損金額を超える場合

当該利益額から当該欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

十二 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、同項第三号に規定する業

務終了日までの利益額があり、かつ、当該

利益額が当該繰越欠損金額を超える場合

当該利益額から当該欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

十三 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

十四 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

十五 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

十六 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

十七 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

十八 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

十九 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

二十 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

二十一 附則 第二項第一号に規定する繰越

欠損金額があり、かつ、当該繰越欠損金額を控除した

残額の超過額をいう。

1 この命令は、平成十九年十月一日から施行する。

この命令による改正後の預金保険法施行規則第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定は、平成二十一年九月三十日限り、その効力を失う。

附 則
(平成二〇年二月一二日内閣府)

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月十四日）から施行する。

附則（令和三年一月一〇日内閣府
財務省令第七号）

この命令は、新型コロナウイルス感染症等

別紙様式第1の2（附則第1条の2関係）

圖文題 2 (第 31 題問題)

科 目	金額
販賣額	千円
販賣品合計	1,000
金庫金出金銀行預金 74条第2項1号、空港金庫出金銀行預金第37条第2項1号等、預託合併に上る事務事務費に上る理財銀行預金第37条第2項1号及び(2)の計算結果第6条第2項の規定に基づき小計上記した金額を算定する(但し、各区分別に記入。)	1,000
金庫金預金引換任業費	
被保証取扱費	
被保証取扱手数料合計	
支拂金額(1+2)	1,000

関係

被當初譯名 _____ (電話番号) _____
被當初譯名 _____ (郵政編碼) _____

別紙様式第1の2（附則第1条の2関係）

別紙様式第2（第31条関係）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。
附 則（平成二八年九月一六日内閣府・財務省令第三号）
この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行す

附 則（平成二二年三月一日内閣府・財務省令第一号）
の命令は、信託法の施行に伴う関係法律の等に関する法律（平成十八年法律第百九十九号）に掲げる規定の施行の日（平成二二年七月一日）から施行する。
附 則（平成二三年一〇月二八日内閣府・財務省令第三号）
の命令は、預金保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十九日）から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年五月二六日内閣府・財務省令第四号）
この命令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。
附 則（令和五年一二月二七日内閣府・財務省令第九号）
この命令は、公布の日から施行する。
別紙様式第一（第19条関係）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。
附 則（平成二八年九月一六日内閣府・
財務省令第三号）
この命令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第一第六号に掲げる規定の施行の日から施行す。

附 則（平成三一年三月二九日内閣府
財務省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年一月二日内閣府
財務省令第五号）

1

32. 作者名 _____ (FAX番号)